

一般社団法人 日本勤労青少年団体協議会 定款

第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 この法人は、一般社団法人日本勤労青少年団体協議会（以下「本会」という。）と称する。

(事務所)

第 2 条 本会は、主たる事務所を東京都三鷹市に置く。

2 本会は、活動上の必要に応じて理事会の決議により、従たる事務所を日本全国の道府県または海外に置くことができる。これを変更または廃止する場合も同様とする。

(目的)

第 3 条 本会は、勤労青少年団体相互間の協力を促進し、かつ、連携を緊密にしてその組織の強化、事業活動の活性化を期するとともに、政府の施策に呼応して勤労青少年の福祉、研修、余暇活動、国際交流等に関する事業を振興し、もって健全なる勤労青少年の育成を図ることを目的とする。

(事業)

第 4 条 本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 勤労青少年福祉向上のための調査研究と、政府・社会への提言活動
- (2) 勤労青少年団体相互間の協力促進並びにその事業活動への共同開催推進
- (3) 勤労青少年の育成に関する啓発及び宣伝
- (4) その他本会の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、日本全国および海外で実施する。

(事業年度)

第 5 条 本会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(規律)

第 6 条 本会は、事業を公正かつ適正に運営するための必要に応じて、理事会および総会の議決を経て、規程その他の自主行動基準を定めるものとする。

第 2 章 会員及び賛助会員

(会員)

第 7 条 本会の会員は、本会の目的に賛同して入会した勤労青少年関係団体

とする。

2 前項の会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という）上の社員とする。

3 第1項の団体は、団体を代表する者を決めなければならない。

（賛助会員）

第8条 本会の賛助会員は、本会の事業を賛助するために入会した個人又は法人その他の団体とする。

（入会）

第9条 本会に入会しようとする会員及び賛助会員（以下「会員等」という）は、理事会の定めるところにより入会申込書を提出し、その承認を受けなければならない。

（会費）

第10条 会員等は、本会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員等になった時、及び毎年総会において別に定める会費を納入しなければならない。

（資格喪失及び退会）

第11条 会員等が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

(1) 退会したとき

(2) 総会員の同意

(3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員等である団体が解散したとき

(4) 2年以上会費を滞納したとき

(5) 除名されたとき

2 会員等が退会するときは、書面でその旨を会長に提出し、任意に退会することができる。

（除名）

第12条 会員等が本会の名誉を毀損し、又は本会の目的に反する行為をしたときは、総会において、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の4分の3以上の同意により、これを除名することができる。

2 前項の規定により会員等を除名するときは、その会員等に除名の決議を行う総会において弁明する機会を与えなければならない。

第3章 総 会

（構成）

第13条 総会は、すべての会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

(権限)

第 14 条 総会は、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画・予算の決定
- (2) 事業報告・決算報告・貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (3) 定款の変更
- (4) 会員等の除名
- (5) 理事及び監事の役員の選任又は解任
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第 15 条 定時総会は、毎事業年度終了後 3 ヶ月以内に開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認めたとき
- (2) 総会員の議決権の 5 分の 1 以上の議決権を有する会員から総会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により開催の請求があったとき

(招集)

第 16 条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 会長は、前条第 2 項第 2 号の場合には、請求の日から 20 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するには、会議の日時、内容、場所及び目的たる事項を記載した書面を、少なくとも開催日の 2 週間前までに会員に発しなければならない。

(議長)

第 17 条 総会の議長は、その総会において、出席した会員のうちから選任する。

(議決権)

第 18 条 総会における議決権は、会員 1 名につき 1 個とする。

(決議)

第 19 条 総会の決議は、総会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の 4 分の 3 以上にあたる多数をもって行う。

- (1) 会員等の除名
- (2) 理事及び監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

- 3 理事及び監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事及び監事の候補者の合計数が第24条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議決権の代理行使等)

第20条 会員は、委任状その他の代理権を証明する書面を会長に提出して、他の会員を代理人として、総会の議決権を行使することができる。

- 2 総会に出席できない会員は、法令の定めるところにより、書面又は電磁的方法によって議決権を行使することができる。

- 3 前2項の議決権の数は、出席した会員の議決権の数に参入する。

(決議の省略)

第21条 理事又は会員が、総会の目的である事項について提案した場合において、当該提案について、会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第22条 理事が会員の全員に対し、総会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を総会に報告することを要しないことについて、会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第23条 総会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。

第4章 役員

(役員の種類及び選任)

第24条 本会に次の役員を置く。

- (1) 理事 6名以上9名以内
- (2) 監事 2名以内

- 2 理事のうち1名を会長、1名を専務理事とする。
- 3 前項の会長をもって法人法上の代表理事とし、専務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。
- 4 理事及び監事は、総会の決議において選任する。
- 5 会長及び専務理事は、理事会の決議により選定する。
- 6 監事は、この法人の理事又は使用人を兼ねることができない。
- 7 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者または三親等内の親族その他特殊な関係（法令の定めによる）にある者の合計数は、理事の総数の三分の一を超えてはならない。監事についても同様とする。
- 8 他の同一の団体の理事または使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係（法令の定めによる）にある者である理事の合計数は、理事の総数の三分の一を超えてはならない。監事についても同様とする。
- 9 理事または監事に異動があったときは、二週間以内に登記し、登記事項証明書等を添えて遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。

（理事の職務及び権限）

第25条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところによりこの法人を代表し、その業務を執行し、専務理事は、この法人の業務を分担執行する。
- 3 会長及び専務理事は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

第26条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。
- 3 監事は、理事会に出席し、議事の進行を監査し、必要があると認めるときは意見を述べなければならない。
- 4 その他監事に認められた法令上の権限を行使する。

（役員任期）

第27条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結時までとし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終の

ものに関する定時総会の終結時までとし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第 24 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員 の 解任)

第 28 条 役員に、役員としてふさわしくない行為があったときは、総会において、総会員の半数以上であって総会員の議決権の 4 分の 3 以上の同意をもって解任することができる。

2 第 12 条第 2 項の規定は、役員を解任しようとする場合について準用する。

(顧問)

第 29 条 本会に顧問を 1 名置くことができる。

2 顧問は、理事会の推薦により各界の有識者のうちから会長が委嘱する。

3 顧問は、本会の運営全般に関し会長の諮問に応ずる。

(参与)

第 30 条 本会に参与を 1 名置くことができる。

2 参与は、本会の役員を経験した者のうちから会長が委嘱する。

3 参与は、会長の求めに応じて本会の業務に参画するものとする。

4 参与の任期は 2 年とし、再任を妨げない。

(名誉会長)

第 31 条 本会に名誉会長を 1 名置くことができる。

2 名誉会長は、理事会の議決により勤労青少年育成事業に功労のあった者のうちから選任する。

3 名誉会長は、本会の存続と発展のため、会長に協力する。

(役員 の 報酬等)

第 32 条 役員等は、すべて無報酬とする。

2 役員等には費用を弁償することができる。

第 5 章 理事会

(構成)

第 33 条 本会に理事会を置く。

2 理事会はすべての理事をもって構成する。

(権限)

第 34 条 理事会は、本定款に定めるもののほか、次の事項について決議し職務を執行する。

- (1) 本会の業務執行の決定
- (2) 会長及び専務理事の選定及び解職
- (3) 理事の職務の執行の監督

(招集)

第 35 条 理事会は会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、専務理事もしくは各理事が理事会を招集する。

(理事会の定足数)

第 36 条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ開催することができない。

- 2 理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで理事会を開くことができる。

(決議)

第 37 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、法人法 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 38 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

- 2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第 6 章 事務局

(事務局)

第 39 条 本会の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長等を置く。
- 3 事務局に関する事項は、会長が別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

第 40 条 事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

- ① 定款
- ② 会員名簿及び会員の異動に関する書類
- ③ 理事、監事、事務局長等の名簿及び履歴書

- ④ 許可、認可等及び登記に関する書類
- ⑤ 定款に定める機関の議事に関する書類
- ⑥ 収入、支出に関する帳簿及び証拠書類
- ⑦ 資産、負債及び正味財産の状況を示す書類
- ⑧ 事業報告書及び決算書、事業計画書及び予算書
- ⑨ その他法令で定めるところの必要な帳簿及び書類

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第41条 本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 会費及び賛助会費
- (2) 事業に伴う収入
- (3) 寄付金品
- (4) 資産から生ずる収入
- (5) 財産目録記載の財産
- (6) その他収入

(資産の管理)

第42条 資産は、理事会の議決に基づいて、会長がこれを管理する。

(経費の支弁)

第43条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

(剰余金の処分)

第44条 事業年度末に剰余金を生じたときは、総会の決議により、その全部を翌年度に繰り越す。

(事業計画及び収支予算)

第45条 本会の事業計画書及び収支予算書は、会長が作成し、その事業年度開始前までに理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第46条 本会の事業報告及び収支決算は、毎事業年度終了後会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けたうえで、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表

- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号の書類については定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。
- (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事の名簿
 - (3) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

第8章 定款の変更及び解散

（定款変更）

第47条 この定款は総会において、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の4分の3以上の同意を得て変更することができる。

（解散）

第48条 本会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

第9章 公告の方法

（公告の方法）

第49条 本会の公告は、電子公告により行う。

- 2 事故その他のやむを得ない事由により前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

附 則

1. この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
2. 本会の最初の代表理事（会長）は、小林莞侍とする。
3. 本会の最初の業務執行理事（専務理事）は、長田久和とする。
4. 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法

律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第 5 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

附 則（平成 26 年 12 月 26 日）

この定款は、平成 26 年 12 月 26 日から施行する。